

仕 様 書

年 度 令和 6 年度

場 所 三原市本町一丁目・館町二丁目

名 称	本町古浜線φ200mm・φ300mm配水管仮設工事
-----	---------------------------

種 別	水道改良	第	号
-----	------	---	---

期 間 年 月 日から 年 月 日まで (契約締結後 日間)

概 要

仮設工 不断水簡易仕切弁 N=1基
既設管撤去 1式

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市本町一丁目・館町二丁目 本町古浜線φ200mm・φ300mm配水管仮設工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・水道工事共通仕様書（令和6年4月）広島県水道広域連合企業団三原事務所
 - ・土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島県※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・水道工事標準仕様書 平成22年 日本水道協会
 - ・その他関連規格類

第2節 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第54条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第2章 施工条件

第1節 工程

- 1 関連する別途工事

工事名	令和6年度 本町古浜線(4工区)道路改良工事(その1)
影響箇所	道路測点NO. 4付近～NO. 8付近
他工事の内容	道路改良工事(ボックスカルバート布設)
時期	工事着手～令和7年1月下旬(予定)
- 2 施工時期・時間の制限

施工内容	残土運搬
時期	全工事期間
時間	9：00～16：00（作業可能時間）
施工方法・理由	搬入路が通学路であるため、登下校時間は工事用車両の通行を行わないこと。
- 3 関係機関との協議

協議内容	河川管理者（三原市）と協議中
範囲	普通河川河原谷川

4	地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査	
	調査項目	地下埋設物
	調査時期	必要に応じて、工事施工前に試掘を行うこと。（支障物件が発見された場合は、監督員と協議すること。設計変更の対象とする）
	協議	地下埋設物の占有者間協議は、工事着手前に受注者が行うこと。
	立会	必要に応じて、当該地下埋設物の管理者に立会を求めること。

第2節 用地

1	現場の復旧	
	原形復旧とする。	
2	借地	受注者の責において借地のこと。
	場所	指定しない。
	期間	指定しない。
	使用条件	指定しない。
	復旧方法	指定しない。

第3節 公害対策

1	公害防止	
	施工方法	コンクリート破砕において、民家に隣接しているため、低騒音型機械を使用するものとする。
	建設機械・設備	低騒音型機械
	作業時間	10：00～15：00
2	事前・事後調査	
	調査区分	事前・事後及び工事施工中も大きな被害がある旨の申し出を受けた場合、監督員と協議の上調査すること。（設計変更の対象とする。）
	調査時期	施工前・施工中・施工後（1ヶ月以内）
	調査内容	柱、屋根、壁、基礎、建具等の傾斜、損傷状況
	範囲	工事箇所に隣接する民地から1.0mの範囲

第4節 安全対策

1 交通誘導員・警戒船・保安要員

不断水簡易仕切弁設置にかかる作業期間、交通誘導員を1（人／日）配置すること。

参考図書に記載した交通誘導員の数量は工事期間中、適正に安全を確保することを目的として算定したものである。

第5節 工事用道路

1 一般道路

搬入経路	協議による。
使用期間	工事施工期間

2 仮設道路

安全施設	必要に応じて仮設道路を設ける場合は、バリケードや柵等を設置すること。
工事後の処置	原形復旧

第6節 盛土

1 流用土（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、4m3（地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

2 再生砂（搬入）

本工事では、3m3の砂購入を見込んでいる。

使用する再生砂がセメント及びセメント系固化材を使用した再生砂の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第7節 建設副産物

1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積））

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

2 産業廃棄物の場外保管

当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m2以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。

ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

第8節 建設副産物の取り扱いについて

建設副産物 本工事における建設副産物の取扱いについては、水道工事共通仕様書 1.1.19 建設副産物（再生資源利用計画）、（再生資源利用促進計画）及び（実施書の提出）によらず、次のとおり取り扱う。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト 混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

第9節 その他

1 工事用機資材の仮置き

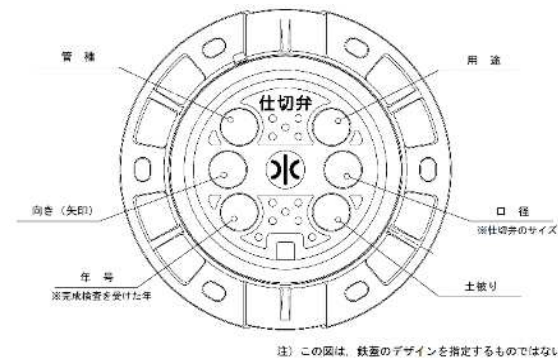
場所	指定しない。
期間	指定しない。
保管方法	指定しない。ただし、資材の品質管理対策を講じること。

第4章 その他

第1節 施工管理

1 弁類

- (1) 弁類台帳等(仕切弁・空気弁・消火栓・既設連絡部)は、監督員との協議のうえ、必要に応じて作成するものとする。作成するに至った場合は、その設置位置を管理するためにオフセット写真を提出するものとする。
- (2) 弁類(消火栓も含む)の受枠(下柵)の微調整については、原則として無収縮モルタルを使用するものとする。また、レジンコンクリート及び鑄鉄製の受枠については、調整リング(再生)を使用しなければならない。
- (3) ねじ式仕切弁鉄蓋の設置は、調整代の中間にセットした状態とし、原則として当該工事における舗装仕上げ時等の調整に用いないこと。
- (4) 丸型空気弁鉄蓋については、ロック付きとすること。
- (5) 丸型消火栓鉄蓋について、受枠がハット形以外のものを使用する場合は、レジンコンクリートボックスと受枠の隙間に必ず無収縮モルタルを充填し、一体化させること。
- (6) 多機能表示仕切弁用鉄蓋に表示する情報表示プレートは、次の通りとすること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。



2 本管・給水管

配水管等を破損した場合は速やかに監督員に連絡し、指示を受けなければならない。また、その始末書及び事故報告書を7日以内に提出しなければならない。

3 埋戻し

管周りの埋戻し材は、処理土(改良土を含む)を使用しないこと。

4 試験・検査

本工事における試験及び検査などについては、監督員の指示に従うものとする。

5 サンドエロージョン対策

他の埋設物との離隔が確保することが困難なときは、原則として水道本管に保護用ブタジエンゴムシート（幅350mm・厚さ2mm）を3重巻きし、6mmの厚さに仕上げる。なお、これにより難しい場合は、ブタジエンゴム製耐摩板（幅330mm・厚さ6mm）を設置すること。

6 出来形管理

土工における出来形管理において、契約図書に定められていない場合は、参考図書に記載されている数値を基準値として管理すること。

第2節 法令及び条例等の遵守

1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。

(1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』

(2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』

(3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』

2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第3節 その他

1 本設計書における配管図等は参考資料であり、現場をよく調査・検討した上で詳細な配管図等を監督員に打合せ簿により提出すること。

2 近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで、苦情やトラブルのないよう施工に努めること。

3 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

本町古浜線φ200mm・φ300mm配水管仮設工事

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
開削工事	1	式				
管路(仮設管)	1	式			Lv1	処:
管きょ工(開削,仮設)	1	式			Lv2	処:
管路土工(仮設管)	1	式			Lv3	処:
管路掘削	1	式			Lv4	
管路埋戻 再生砂	1	式			Lv4	
管路埋戻 発生土	1	式			Lv4	
発生土処理	1	式			Lv4	処:
管布設工	1	式			Lv3	
	1	式				

本町古浜線φ200mm・φ300mm配水管仮設工事

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管材料	1	式			Lv4	
その他材料	1	式			Lv4	
不断水(簡易)仕切弁設置	1	基			Lv4	
防護コンクリート	1	式			Lv4	
仕切弁室(築造)設置	1	箇所			Lv4	
全工種共通仮設費	1	式			Lv2	
安全費	1	式			Lv3	
交通誘導員 交代要員有無し	1	式			Lv4	
管路(既設管撤去) φ300DIP	1	式			Lv1	処:

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管きょ撤去工	1	式			Lv2	処:
管路土工	1	式			Lv3	
管路掘削	1	式			Lv4	
管撤去工	1	式			Lv3	
管材料	1	式			Lv4	
メカニカル継手 φ300	1	式			Lv4	
既設管撤去 DIP	1	式			Lv4	
撤去管運搬処理 DIP	1	式			Lv4	
コンクリート舗装版撤去工	1	式			Lv3	処:

本町古浜線φ200mm・φ300mm配水管仮設工事

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装切断 Co舗装版	1	式			Lv4	
舗装版撤去 Co舗装版	1	式			Lv4	
殻運搬処理 Co殻(鉄筋)	1	式			Lv4	処:
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				市街地
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				市街地

本町古浜線φ200mm・φ300mm配水管仮設工事

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要としない
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

本町古浜線φ200mm・φ300mm配水管仮設工事

【 第 1 号 A代価表 】						
管材料 不断水類						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
垂直穿孔型鋳鉄用不断水簡易仕切弁 φ200 内面粉体 合金BN 7.5K	1	基				
計						

本町古浜線φ200mm・φ300mm配水管仮設工事

【 第 2 号 A代価表 】 管材料 管帽							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
K形特殊押輪付帽 φ300 接水部粉体 合金BN ゴム輪含	2	個					
計							

本町古浜線φ200mm・φ300mm配水管仮設工事

【 第 1 号 B代価表 】						
その他材料 不断水類						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仕切弁用ねじ式弁筐 C形1号 (φ250) 多情報	1	枚				
水道用レゾンコンクリート製上下部ボックス φ250×H300	1	個				
水道用レゾンコンクリート製円形底板 φ250×H40	1	個				
計						
単位当たり						